

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(森林保全課)

五五<sup>ページ</sup>

公 示

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

(都市整備課)

五六

## 告 示

岐阜県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和八年二月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡上市和良町鹿倉字エイ谷八〇二の三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字エイ谷八〇二の三（次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たる)  
(ときは翌日)

令和八年二月十七日

第 六 百 六 十 二 号

令 和 八 年 二 月 十 七 日

(火曜日)

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部  
森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、大垣  
駅南前地区市街地再開発組合から次のとおり当該組合の理事長の氏名及び住所の届出が  
あつたので、同条第二項の規定により公示する。

令和八年二月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 理事長の氏名 松本 正平
- 二 理事長の住所 大垣市南頬町四丁目百五十六番地一

令和八年二月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社